

社会福祉法人紫波町社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

昭和60年4月1日	施行
昭和63年4月1日	全面改正
平成6年3月30日	一部改正
平成10年3月26日	一部改正
平成13年12月20日	一部改正
平成29年6月6日	全面改正

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人紫波町社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(役員等)

第2条 前条に規定する役員等とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 理事、監事、評議員
- (2) 評議員選任・解任委員
- (3) ふれあい相談員
- (4) 本会会長が委嘱した各種委員会委員等

(報酬の額及び支給方法)

第3条 役員等に対する報酬の額及び支給の方法については、勤務形態に応じて別表1のとおりとする。

- 2 前項の報酬は、会計年度における就任日及び退任日によって報酬の月割りで計算した額を支給する。
- 3 役員等に本会事務局長及び各施設長並びに地方公共団体職員が就任した場合、報酬は支給しない。

(費用弁償)

第4条 役員等がその職務のため会議に出席したときは、費用弁償を別表2のとおり支給する。

- 2 町内で開催される理事会、評議員会、監査会、評議員選任・解任委員会、ふれあい相談所等に出席した場合の費用弁償は行わない。

(公 表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

1. この規程は昭和63年4月1日から施行する。

2. 昭和60年4月1日施行の社会福祉法人紫波町社会福祉協議会役員報酬規程は廃止する。

附 則

この規程は平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年12月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月6日から施行する。

別表1（第3条関係）

区 分	役 職	報酬の額	支給方法
社会福祉協議会	会 長	年額 160,000 円	会計年度の3月とし、 本人の指定する金融 機関口座へ振込
	副会長	年額 100,000 円	〃
	理 事	理事会等の出席に対し1回 4,000 円	理事会等の当日に現 金で支給
	監 事	監査会等の出席に対し1回 4,000 円	監査会等の当日に現 金で支給
	評議員	評議員会等の出席に対し1 回 4,000 円	評議員会等の当日に 現金で支給
評議員選任・解任委員会	委 員	委員会等の出席に対し1回 4,000 円	委員会等の当日に現 金で支給
ふれあい相談所	相談員	相談所等の出席に対し1回 2,000 円	4半期毎に本人の指 定する金融機関口座 へ振込
その他委員会等	委 員	委員会等の出席に対し1回 3,000 円	委員会等の当日に現 金で支給

別表2（第4条関係）

区 分	役 職	費用弁償の額
社会福祉協議会	理事、監事、評議員	交通費実費相当額
評議員選任・解任委員会	委 員	〃
ふれあい相談所	相談員	〃
その他委員会等	委 員	〃